

計 画 期 間
令和2年度～令和12年度

沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令 和 3 年 4 月

沖 縄 県

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	4
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	4
2	肉用牛の飼養頭数の目標	4
III	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	5
1	酪農経営方式	5
2	肉用牛経営方式	6
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	8
1	乳牛	8
2	肉用牛	9
V	県産飼料基盤の強化に関する事項	10
VI	集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	11
1	集送乳等の合理化	11
2	乳業の合理化	11
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	12
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	15
	重点的に取り組む事項	15

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

本県の酪農及び肉用牛は亜熱帯の温暖な自然特性を生かして生産振興を図ってきた。特に肉用牛経営においては、離島地域を中心に、土地の有効活用による自給飼料生産等の推進によって、平成30年には飼養頭数が74千頭となり、全国でも有数の肉用牛産地となり、本県農業においても基幹部門となっている。農業産出額においても、平成30年には、酪農と肉用牛で259億円を算出し、農業全体(988億円)の26.2%を占めている。(畜産全体では57.7%(449億円)を算出)

そのような中、畜産を取り巻く状況では、TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定: Trans-Pacific Partnership Agreement)、日EU・EPA(経済連携協定: Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership)及び日米貿易協定が発効している。これらの協定による輸入関税引下げによる価格競争への不安、穀物高騰に伴う飼料価格の高止まり、飲料の多様化に伴う牛乳消費量の減少、職業の多様化に伴う後継者不足及び新型コロナウイルス感染症などの影響による経済活動の自粛など、克服すべき多くの課題を抱えた状況下にあることから関係機関が一体となって、様々な取組を推進し、酪農及び肉用牛の更なる振興を図っていく必要がある。

1 肉用牛・酪農経営の増頭・増産

酪農と肉用牛は本県の重要な農業作目であり、これまで築き上げてきた生産基盤を次世代に継承していくため、さらなる拡大をしなければならない局面にある。今後も進展が予想されるグローバル化への対応、消費者が求める安全・安心の確保と多様な需要への対応、自給飼料基盤に立脚した足腰の強い経営体の育成など、様々な取組を関係機関が一体となって増頭・増産を推進する。

乳用牛においては、導入牛事業、育成牧場及び空き牛舎の活用や性別技術及び受精卵移植を活用して、優良な乳用後継牛を確保、和子牛生産への取組を支援し、収益性を向上させながら増頭・増産を推進する。

肉用牛においては、市町村、関係団体が実施する優良繁殖雌牛の導入、更新を支援するとともに、増頭意欲のある繁殖経営農家に対して地域内保留による増頭及び簡易牛舎の整備などの支援を行う。また、ICT技術の活用などにより、労働時間の短縮及び省力化の取組を推進する。

2 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

中小規模の家族経営等の生産基盤を充実することによる増産に取り組むため、ゲノミック評価等の新技術を活用した家畜改良を推進するとともに、家畜の更新、導入を推進し、生産性向上を図る。

また、畜舎環境の改善や飼養管理技術の向上などによる事故率低減、ロボット、ICT、IoT、AIなどのスマート農業の導入に向けた取組などを推進し、生産性向上のほか、労働負担や労働ストレスの軽減を図る。

また、生産者団体、民間企業等、家畜保健衛生所及び農業改良普及センターが連携し、データ集約により、畜産経営への活用を図るほか、活用方法の指導を行い、多くの経営で、データを活用した高度な経営判断ができるよう支援する。

さらに、空き牛舎等の生産基盤を、活用可能な経営資源として、中立的な第三者等が介入する体制など継承を行いやすくする取組を推進する。

3 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

畜産経営の労働力不足や作業の省力化、効率化を図るため、コントラクター、ヘルパー、キャトルステーション等を強化するとともに、自動操縦機能付トラクターやドローン、ほ乳ロボットなど、スマート農業の実装に向けた取組や導入支援を推進する。

新規就農者は、初期投資の負担軽減などに取り組むとともに、法人経営等に従業員として就職する「雇用就農」も促進する。また、新たな在留資格として「特定技能」が設けられたことも踏まえ、外国人材を確保する取組を推進する。

4 家畜排せつ物の適正管理と利用及び資源循環型畜産の推進

本県においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)」(以下「家畜排せつ物法」という。)

が施行されたことを受け、堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設を計画的に整備してきた結果、法に基づく構造設備基準は、全ての適用対象農家において遵守されている。

一方、近年の畜産経営の規模拡大、環境規制への更なる対応の必要性や地域的偏在化、混住化の進展等による周辺住民からの苦情の深刻化もあり、臭気の低減対策や汚水の浄化処理対策の強化が畜産経営の継続のためにも必要な状況となっている。また、家畜排せつ物法の本格施行から約15年が経過し、処理施設の老朽化が顕在化している。

こうした中、本県においても畜産業が将来にわたり健全に発展していくためには、引き続き家畜排せつ物の管理の適正化を図ると同時に、その利用を一層推進し、地域と調和した畜産経営の確立を図るため、耕畜連携を強化し、堆肥や液肥の利用拡大及び適正利用による土づくりを基本とした資源循環型農業の構築に努めることが重要である。そのため、市町村、農協等関係機関と連携して、家畜排せつ物処理に関する畜産農家が抱える課題や耕種農家が必要とする堆肥ニーズの把握に努め、畜産環境対策の充実・強化に向けた取り組みを推進していく必要がある。

5 県産飼料基盤の強化

本県における自給飼料生産の現状は、草地作付面積5,655 ha（採草地5,194 ha）となっており、草地畜産整備事業（畜産担い手育成総合整備事業）等の推進により飛躍的に発展してきた。しかしながら草地管理不足により地力低下や強害雑草繁茂等の草地生産性の低下が見受けられる。今後、令和12年度には肉用牛9万頭、また乳牛においては乳量3.1万トンの目標を掲げる本県としては、安定的な経営を維持するには飼料基盤の拡大と生産性向上が必要となることから、自給粗飼料の生産基盤を確立するため、次に掲げる2つの事項を重点的に取り組むこととする。

(1) 高位生産性飼料作物を利用した飼料基盤の構築

安定した畜産経営を展開するため、高収量・高TDN収量である高位生産性飼料作物への転換を図ることで、既存の草地面積での生産性の効率化を図る。また寒地型牧草品種の導入により冬季における牧草収量の増大を図る。

(2) 草地造成・更新による採草地面積の拡大及び生産性向上の推進

未利用地・遊休化した農地等の利活用や経年劣化によって地力が低下した草地の再整備を行うことにより、本県の新たな飼料生産基盤構築を支援する。

6 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

牛乳・乳製品については、安定供給を図りつつ、多様化する消費者ニーズに対応するとともに、生乳消費促進に向けた取り組みを図る。

和牛肉については、これまでの脂肪交雑及び産肉能力の向上を図るための品種改良の取り組みに加えて、和牛の遺伝的多様性に配慮しながらゲノム情報及び脂肪の口溶けなど食味に関する不飽和脂肪酸（オレイン酸等）の含有量に着目した改良にも取り組むとともに、県産果実搾り粕（かす）などの飼料を利用した牛肉生産など多様化する消費者ニーズへ対応する。

7 輸出の戦略的な拡大

沖縄県産の牛肉は、和牛肉の海外での認知度が向上する中、近年のアジアの食肉需要の増加を背景に、2019年（令和元年）の牛肉輸出額は14.5トンと直近5年で1.8倍増加している。

沖縄県が地理的な優位性を有するアジア地域における食品市場規模は10年間で約2倍に拡大する見込みである。このように、現在は、牛肉の畜産物輸出にとって大きなチャンスであり、戦略的に輸出拡大に取り組むことが必要である。

県産牛肉の輸出促進のため、アジア地域の量販店、飲食店等でのテストマーケティング、商談会の開催、見本市への出展等プロモーション活動に取り組む。

さらに、訪日観光客を対象とした情報発信等を強化し、県産牛肉の認知度向上を図る。

8 災害に強い畜産経営の確立

本県においては毎年多数の台風が襲来して大きな被害が発生している。また、近年国内では地震や大雨などの大規模災害も多発しており、災害

に強い畜産経営はますます重要度を増している。そのため、次のことについて取り組んでいくこととする。

(1) 災害対策情報の発信

災害に関する各種情報を発信し、日頃から災害に対する意識の向上と施設の災害対策を図る。

(2) 各種制度の利用促進

家畜共済への加入等、各経営で行うことができる必要な備えを行うことが重要であるとともに、災害で受けた被害からの復旧に係る制度資金や、発電機等の準備に利用できる制度などの利用促進を図る。

9 家畜衛生対策の充実・強化

令和2年に家畜伝染病予防法や各特定家畜伝染病防疫指針の改正、飼養衛生管理基準指導指針の新設、全家畜の飼養衛生管理基準が改正された。口蹄疫（こうていえき）等の家畜伝染病に対する危機管理体制の強化を図るため、関係機関との連携強化をはかり、発生時の円滑・迅速な防疫対応のための準備の徹底に努める。

また、飼養衛生管理基準指導計画を策定し、早期の発見・通報等が的確に行われるよう、飼養衛生管理基準の遵守の指導を行う。

生産者は、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異常確認時の早期通報等をそれぞれ行うとともに、慢性疾病についても、発生予防及びまん延防止に努める。

生産段階における畜産物の安全性向上及び家畜の疾病予防の観点だけでなく、生産物の付加価値の向上を図るため、農場指導員の養成や取組農場の認証等を通じ、畜産農家における農場HACCPの普及・定着等を推進する。

さらに、家畜伝染病の発生の未然防止や飼養衛生管理基準の遵守指導等を行うために、産業動物の診療を行う獣医師や家畜防疫員など産業動物獣医師の確保・育成に努める。

10 GAP等の推進

GAPや農場段階でのHACCPの実施は、生産性の向上、効率性の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながり、人材の育成にも有効な手法である。加えて、食品安全・家畜衛生、環境保全、作業安全、アニマルウェルフェア等の見えにくい取組が見える化されることで、他者からの信頼確保につながり、持続可能で付加価値の高い畜産物生産に資するものである。このため本県においては、GAP等の指導員の養成・増員や、畜種ごとのモデル農場をつくることで農家への指導体制を整え、GAPやHACCPの実施とJGAP、農場HACCP等の認証取得を一層推進する。

また、アニマルウェルフェアについては、国際獣疫事務局（OIE）が示す国際的な指針を踏まえ、「5つの自由」に沿った飼養管理の基本的な考え方等について、畜種ごとの飼養管理指針の普及等により理解醸成を図り、本県におけるアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の水準を更に向上する。

11 安全確保を通じた消費者の信頼確保

県産畜産物の安定供給、食品の安全、消費者の信頼確保を図るとともに、畜産物の輸出を促進するため、畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階施設のHACCPに基づく衛生管理等の実施を強化するとともに、必要な施設整備の支援を推進する。また、県産畜産物の安全確保に関する情報を発信する。

12 県民理解の醸成・食育の推進等について

畜産関係者、生産者団体が連携し、生産現場や畜産物の情報発信や「いい肉の日」イベントなどを通して、理解醸成の取組を促進する。

また、学校給食は、児童・生徒の体位・体力の向上に資するだけでなく、酪農や畜産に対する理解醸成等の機会として重要であり、引き続き、学校給食への安定的な牛乳等の供給など、教育機関と連携した取り組みを推進する。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
沖縄県	県一円	4,241	3,059	2,936	8,215	24,118	4,395	3,836	3,598	8,500	30,585

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
沖縄県	県一円	73,836	43,711	6,745	23,008	73,464	47	325	372	90,300	53,460	7,500	28,940	89,900	50	350	400	

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

(1) 単一経営

目指す経営の姿	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式
搾乳ロボット等により省力化しつつ規模拡大を図るとともに、性別別技術や受精卵移植技術を活用した効率的な乳用牛後継牛確保と和子牛生産を行い、収益性の向上を図る家族経営及び中規模法人経営	酪農単一搾乳専門経営	50頭	繋ぎ飼い	育成預託施設 酪農ヘルパー コントラクター	TMR給与あるいは分離給与 -

生産性指標																
牛		飼料							人							
経産牛1頭 当たり乳量	更新産次	作付け体系 及び単収	作付け延べ 面積 ※放牧利用 含む	外部化 (種類)	購入国産飼 料(種類)	飼料自給率 (国産飼 料)	粗飼料 給与率	経営内 堆肥利用 割合	生産コスト	労働		経営				備考
									生乳1kg 当たり費 用合計 (現状と の比較)	経産牛 1頭当 たり飼 養労働 時間	総労働時 間 (主たる 従事者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従 事者1人 当たり所 得	
kg	産	kg/10a	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
8,500以上	2.8 以上	永年牧草 12,000	3.9	コントラク ター	-	19.2	50	10	75.6 (70)	114	5,679 (2,028)	5,548	4,853	695	348	

2 肉用牛経営方式
 (1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式
暖地型牧草を活用し、分娩監視装置やほ乳ロボットの導入、コントラクターの活用により、分娩間隔の短縮や省力化等を図る中規模家族経営及び法人経営	肉用牛繁殖単一経営	60頭	舎飼・期間放牧	コントラクター	分離給与 1.2 (ha)

生産性指標																		
牛				飼料							人							
分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付け体系及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用含む	外部化	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト		労働		経営			備考
											子牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg/10a	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
12.5	24	8.5	雌(252) 去勢(273)	11,000	8.04	コントラクター	配合飼料	100	86	10	412,073(70)	85.7	3,600(1,800)	1,923	1,261	662	331	

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

目指す経営の姿	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式
肥育牛の出荷月齢の早期化および暖地型牧草等を活用した飼料費等の低減、優良もと畜導入による牛肉の地域ブランド化等による収益性の向上を図る中規模家族経営及び法人経営	肉専用種単一肥育経営	150頭	群飼	コントラクター	分離給与又はTMR給与 —

生産性指標																			備考
牛					飼料							人							
肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重	作付体系及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用含む	外部化	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト 肥育牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	労働		経営				
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg/10a	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
8.5	26	17.5	742	0.88	11,000	5.1	コントラクター	配合飼料 粗飼料	18.9	25	3	317,910 (70)	26.8	3,600 (1,800)	9,429	8,153	1,276	638	

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
沖縄県	現在	戸 20,056	戸 66 (0)	% 0.33	頭 4,241	頭 3,059	頭 64.3
	目標	/	66 (0)	/	4,395	3,836	66.6

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家戸数内訳

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

性判別技術の活用により、優良な乳用後継牛の飼養頭数維持又は増頭による生産性の向上を推進する。その上で、受精卵移植技術の計画的な活用を促進し、乳用雄牛や交雑牛より付加価値が高い肉専用種の生産への移行を推進する。また、県家畜改良センターにおいて、優良乳用雌子牛を育成し供給する。自家保留牛育成及び優良乳用雌牛の導入については、経費の一部を支援する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

国や県の関係機関が情報発信に努めることにより、酪農における過搾乳の防止や乳用牛の栄養管理の徹底、適切な削蹄の励行、暑熱対策等の牛舎環境改善の取組を推進する。

また、乳用牛の改良については、1頭あたりの乳量の向上とともに供用期間の延長等による生涯生産性を高める観点から泌乳能力と体型をバランス良く改良し、飼養・衛生管理の徹底を図る。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

酪農経営においては、分業化・省力化を支援することで、飼養頭数の維持又は拡大を推進する。また、生産者団体等は畜産クラスターの仕組みを活用しつつ、地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築を推進する。

乳用後継牛の確保と和子牛生産の拡大について、獣医師、家畜人工授精師などの関係者は、性判別技術等の効率的な利用と高位平準化に取り組む、受胎率向上に向けた技術の普及に努める。さらに、牛群検定を活用し、酪農における飼養・繁殖管理、乳質・衛生管理及び乳用牛の遺伝的改良に役立つわかりやすい検定データの提供等に努めることで、酪農家の牛群検定への加入を推進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区 域 名		① 総農家数	② 飼養農家 戸 数	②/①	肉 用 牛 飼 養 頭 数							
						総 数	肉 専 用 種			乳用種等			
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営	沖縄県	現在	戸 20,056	戸 2,313	% 11.5	頭 60,727	頭 60,715	頭 39,436	頭 148	頭 21,131	頭 12	頭 1	頭 11
		目標	/	2,029	/	74,970	74,970	48,230	160	26,580	0	0	0
肉専用種 肥育経営	沖縄県	現在	20,056	71 (57)	0.4 (0.3)	13,109 (11,326)	12,749 (10,978)	4,275 (4,248)	6,597 (4,859)	1,877 (1,871)	360 (348)	46 (44)	314 (304)
		目標	/	71 (57)	/	15,330 (13,325)	14,930 (12,950)	5,230 (5,200)	7,340 (5,400)	2,360 (2,350)	400 (375)	50 (45)	350 (330)
合計	沖縄県	現在	20,056	2,384 (57)	11.9 (0.3)	73,836 (11,326)	73,464 (10,978)	43,711 (4,248)	6,745 (4,859)	23,008 (1,871)	372 (348)	47 (44)	325 (304)
		目標	/	2,100 (57)	/	90,300 (13,325)	89,900 (12,950)	53,460 (5,200)	7,500 (5,400)	28,940 (2,350)	400 (375)	50 (45)	350 (330)

(注) () 内には、一貫経営に係る分

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

少ない投資で規模拡大が可能な簡易牛舎や賃貸式牛舎の活用を推進するとともに、労働負担の増加等を軽減できるヘルパーの要員確保・定着化を図り、意欲ある経営が規模拡大に取り組むことを支援する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

生産性の向上による収益性の高い経営を確保するため、発情発見装置などのICT等の活用による分娩間隔の短縮や飼養管理技術の向上と獣医療体制の充実による事故率の低減を図る。また、高能力牛の牛群を整備するため、ゲノミック評価等の新技術を活用した家畜改良を推進し、生産性が向上する家畜の更新、導入に対して支援する。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

労働力不足、高齢化及び規模拡大が進展する中、飼料生産、飼養衛生管理、家畜排せつ物処理など個々の経営の努力だけでは解決できない課題があることから、ヘルパー組合やクラスター協議会などの組織強化を促進するとともに、地域の関係者の役割分担や連携を継続的に推進し、地域ぐるみで収益性の向上を図る取組を支援する。

V 県産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現 在	目 標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	5 %	6 %
	肉用牛	65 %	67 %
飼料作物の作付延べ面積		5,655 ha	5,746 ha

2 具体的措置

① 粗飼料基盤強化のための取組

本県では温暖な自然特性を生かし、土地の有効活用が可能である肉用牛を中心に自給粗飼料の生産が行われてきた。また酪農においても輸入粗飼料はその利便性から利用されてきたが、価格変動等が経営に影響を及ぼすことから、自給粗飼料の利用促進に努めてきたところである。

粗飼料の生産・利用拡大を推進するためには、低コストな国産粗飼料生産に取り組み、自給飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営への転換が重要である。

未利用地を有効活用するため、草地基盤整備や草地更新による生産性向上を図るとともに、優良品種を用いた草地改良を進め、安定的な飼料生産を実現する。また高位生産性飼料への転換を図り、良質で多収な粗飼料の生産・利用の拡大を図る。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳等の合理化

県内酪農団体などによる集乳路線の定期的な見直しを実施し、集乳の効率化、集乳時間の短縮及び集乳経費の節減を図る。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり生乳処理2ト以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
区域名	現 平成 30 在 年度	飲用牛乳を主に製造する工場	4 工場	合 計	kg 67,129	kg 168,714	% 39.8	
				1 工場 平均	16,782	42,179	39.8	
	目 令和 12 標 年度	乳製品を主に製造する工場	0 工場	合 計				
				1 工場 平均				
	目 令和 12 標 年度	飲用牛乳を主に製造する工場	5 工場	合 計	83,795	168,714	49.7	
				1 工場 平均	16,759	33,743	49.7	
	目 令和 12 標 年度	乳製品を主に製造する工場	0 工場	合 計				
				1 工場 平均				

- (注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入した。
 2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあって6時間稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入した。
 3. 稼働率が低い理由としては、本県では飲用牛乳生産量に占める割合が比較的高いのに対して、本数値が生乳処理量のみで計算しているため。

(2) 具体的措置

消費者の安全・安心に対する関心の高まりに応えるとともに、乳業の発展基盤を構築するため、生乳の生産段階から牛乳・乳製品の製造段階までの全般において、HACCP手法の導入を推進する。特に離島の中小乳業者に対しては、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への再編・合理化を促進し、牛乳・乳製品の更なる安全性の向上を図っていく。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名 前	開 設 者	登録年月日	年間開催日数						年間取引頭数（平成30年度）						
			肉専用種			乳用種等			肉専用種			乳用種等			
			初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	
伊江村家畜市場	JAおきなわ	昭和51年6月14日	日	日	日	日	日	日	日	頭	頭	頭	頭	頭	頭
今帰仁家畜市場	JAおきなわ	昭和51年6月17日		12	12						2,970	389			
南部家畜市場	(一財) 南部振興会	昭和51年6月14日		12	12	12	12	12		4,221	552	876 (700)		25 (20)	
久米島家畜市場	JAおきなわ	昭和51年7月23日		6	6					1,206	65				
宮古家畜市場	JAおきなわ	昭和51年8月5日		12	12					4,368	576				
多良間家畜市場	JAおきなわ	平成10年5月13日		7	7					1,288	103				
八重山家畜市場	JAおきなわ	昭和51年6月21日		24	24					8,036	766		1 (1)	9 (5)	
黒島家畜市場	JAおきなわ	昭和58年2月4日		6	6					812	105				
計	8ヶ所		0	88	88	12	12	12	0	24,614	2,738	876 (700)	1 (1)	34 (25)	

(注) 1. 初生牛とは生後3ヶ月以内のもの、子牛とは生後1年未満のもの（初生牛を除く）、成牛とは生後1年以上のものとした。

2. 乳用種等の（ ）書きは、交雑種の内数。

イ 具体的取組

現在、県内には8ヶ所の家畜市場があり、全てが肉用牛を取り扱うセリ市場である。そのうち、離島地域に6ヶ所ある。

離島地域の家畜市場については、老朽化している市場があることから、家畜市場機能の維持・強化を図るため、計画的な再整備を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化
ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者	設置 (開設) 年月日	年間稼働 日数	と畜能力		と畜実績		稼働率 ②/①	部分肉処理能力		部分肉処理実績		稼働率 ④/③
				1日当たり		1日当たり			1日当たり		計		
				①	うち牛	②	うち牛	③	うち牛	④	うち牛		
株式会社 沖縄県食肉センター	井上 光	昭和47年2月28日	248	1,320	120	909	34	69%	620	120	338	1	54%
名護市食肉センター	名護市長	平成13年12月28日	248	720	12	479	1	67%	388	8	341	1	88%
久米島食肉センター	久米島町長	昭和53年8月3日	77	21	4	2	1	8%	21	4	1	1	6%
株式会社 宮古食肉センター	池間等志	平成28年4月20日	186	45	20	11	7	24%	14	14	7	7	46%
株式会社 八重山食肉センター	石垣市長	平成26年4月14日	242	130	80	33	27	25%	42	42	13	13	31%
与那国食肉処理場	与那国町長	平成23年1月21日	12	18	8	2	0	11%	0	0	0	0	0%
計	6ヶ所		1,013	2,254	244	1,436	70	64%	1,085	188	699	22	64%

(注) 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載した。「うち牛」について同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

HACCP義務化による高度な衛生水準の確保を図るため、経年劣化した施設については、機械施設の機能高度化を推進するとともに、必要に応じて再整備を検討する。また、国際競争力の底上げや稼働率の向上を図るため、特に牛、山羊の既存施設や輸出向け施設への再編合理化などについて、畜種別に検討を進め、効率的な食肉流通体制の再構築を推進する。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区 分	現在（平成30年度）				目標（令和12年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		②／①	出荷頭数 ①	出荷先		②／①
			県内②	県外			県内②	県外	
沖縄県	肉専用種	頭 4,438	頭 3,722	頭 716	% 84	頭 4,930	頭 4,160	頭 770	% 84
	乳用種	501	411	90	82	720	720		100
	交雑種	43	42	1	98	50	50		100
合計	肉専用種	4,438	3,722	716	84	4,930	4,160	770	84
	乳用種	501	411	90	82	720	720		100
	交雑種	43	42	1	98	50	50		100

エ 具体的取組

本県における牛肉の1世帯当たりの年間購入量（平成30年）は、6.97 kgで、全国平均（6.72 kg）とほぼ同等である。

肥育牛については、生産基盤の強化による生産量の増大や品質の向上を図り、アジア地域を中心とした着実な輸出量の増加に取り組むとともに、観光産業等と連携した県産牛肉のブランド力強化や需要拡大を促進する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

計画期間内に重点的に取り組む事項

【事項番号 I - 1 (対象地域：沖縄県一円)】

肉用牛・酪農経営の増頭・増産については畜産クラスターを組織し地域の畜産関係団体（県、市町村、JA、飼料会社等）が連携し、中心的経営体を育成する。また、自給飼料基盤に立脚した足腰の強い経営体を育成するため本県の自然条件に適した品種の育種・選抜、作付け体系の試験研究を推進し、同時に育種改良された暖地型牧草を利用した給与技術の開発に努める。

【事項番号 I - 2 (対象地域：沖縄県一円)】

中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承については家族経営等生産基盤を充実を図るためスマート農業を推進し生産性が向上することにより労働時間を短縮し他産業従事者と均衡する効率的かつ安定的な畜産経営の育成を図る。

【事項番号 I - 3 (対象地域：沖縄県一円)】

経営を支える労働力や次世代の人材の確保については新規就農対策として、研修・教育の場の提供、離農農場などの施設を活用した後継者のあつ旋、施設整備、機械導入・リース等を支援し、担い手の育成を図る。また、労働負担軽減を図るため、コントラクター、ヘルパー等の活用を支援し、労働負担軽減を図る。

【事項番号 I - 9 (対象地域：沖縄県一円)】

家畜衛生対策の充実・強化については沖縄県飼養衛生管理指導等計画に基づき、飼養衛生管理基準等の農家指導を実施し、家畜伝染病の侵入防止・まん延防止を図るとともに、万が一の発生に備えた危機管理体制の強化を図る。
さらに、国、関係機関等と連携し、農場への立入検査・指導や空港での水際防疫の強化等に取り組む。